

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この要綱は、長崎県総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する参加者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（勧達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続に関する必要な事項を定める。	(目的) 第2条 この要綱は、長崎県環境部、水産部、農林部及び土木部（以下「関係部」という。）が実施する県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（勧達業務を実施するためのものをいう。以下「電子入札システム」という。）を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続に関する必要な事項を定める。
第2条～第31条 略 本要綱は、平成26年4月1日から施行する。（平成26年3月31日 25建企第638号）	第2条～第31条 略 様式第8号（第6条の2第2号関係）
入札執行通知書（電子入札における紙通知用） 年 月 日 様 契約担任者 印	入札執行通知書（電子入札における紙通知用） 年 月 日 様 契約担任者 印
工事の入札を行いますので、下記項目を留意のうえ、参加されたく通知します。 記	工事の入札を行いますので、下記項目を留意のうえ、参加されたく通知します。 記
1 工事番号 2 工事名所 3 工事日数等 4 工事場所 5 現場説明の日時場所 6 入札書等の提出期間 及び提出先 7 開札の日時場所	1 工事番号 2 工事名所 3 工事日数等 4 工事場所 5 現場説明の日時場所 6 入札書等の提出期間 及び提出先 7 開札の日時場所 長崎県〇〇振興局〇〇課 長崎県〇〇振興局〇〇入札室 長崎県〇〇振興局〇〇課 長崎県〇〇振興局〇〇入札室 長崎県〇〇振興局〇〇課 長崎県〇〇振興局〇〇入札室 長崎県〇〇振興局〇〇課 長崎県〇〇振興局〇〇入札室

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
8 入札保証金 免除する。	8 入札保証金 免除する。
9 最低制限価格 設定	9 最低制限価格 設定
10 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。	10 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
11 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。	11 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
12 入札の無効 長崎県建設工事電子入札実施要綱に定める第13条の2第6項、第27条に該当するか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに13、14、15、21、22及び23に違反したとき。	12 入札の無効 長崎県建設工事電子入札実施要綱に定める第13条の2第6項、第27条に該当するか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに13、14、15、21、22及び23に違反したとき。
13 本通知中の企業情報について誤りがある場合は、電子入札参加申請情報の変更を行っていない同一の登録を行っていない可能性があります、入札書提出前までに速やかに手続きを行うこと（手続き等については、電子入札ハンドブックに問い合わせることができます。）	13 本通知中の企業情報について誤りがある場合は、電子入札参加申請情報の変更を行っていない同一の登録を行っていない可能性があります、入札書提出前までに速やかに手続きを行うこと（手続き等については、電子入札ハンドブックに問い合わせることができます。）
14 落札決定までの間ににおいて、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに落札決定までの間ににおいて、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに違反したとき。	14 落札決定までの間ににおいて、工事費内訳書の提出を求められた場合は、指定された期日までに違反したとき。
15 本工事に関する入札、契約等は直接受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所で当該営業所）において行い、代理人によるものは認めないものとする。	15 本工事に関する入札、契約等は直接受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所で当該営業所）において行い、代理人によるものは認めないものとする。
16 直接受けた者は当該入札の開札に必ず立ち会わなければならない。ただし、その者が代会わせるときは、立ち会い及び引きに係わる委任行為を示す委任状を提出すること。	16 直接受けた者は当該入札の開札に必ず立ち会わなければならない。ただし、その者が代会わせるときは、立ち会い及び引きに係わる委任行為を示す委任状を提出すること。
17 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約書類を提出すること。	17 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約書類を提出すること。
18 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。	18 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。
19 入札書受付締切日時までに入札書の提出ができない場合には入札書受付締切日時を経過して落札となります。	19 入札書受付締切日時までに入札書の提出ができない場合には入札書受付締切日時を経過して落札となります。
20 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の $\frac{8}{100}$ に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額をもつて落札価格とするのは、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に相当する金額を入札書に記載すること。	20 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の $\frac{5}{100}$ に相当する額を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額をもつて落札価格とするのは、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に相当する金額を入札書に記載すること。
21 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ雇用関係にない者ではない。さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置が当該入札者と入札執行日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になればならない。ただし、由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3ヶ月以内に退職した者）を退職日から3ヶ月以内に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたとき連続して3ヶ月以上の恒常的な雇用免除する。	21 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ雇用関係にない者ではない。さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置が当該入札者と入札執行日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になればならない。ただし、由に退職した者（倒産の事実が発生して以降3ヶ月以内に退職した者）を退職日から3ヶ月以内に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたとき連続して3ヶ月以上の恒常的な雇用免除する。
22 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経営業務の者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者とすることができない。	22 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経営業務の者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者とすることができない。
23 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経営業務の者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者とする場合は、次の要件をすべ	23 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経営業務の者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者とする場合は、次の要件をすべ

## 長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>おかないければならない。</p> <p>イ) 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それそれに期待され十分に果たせること。</p> <p>ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。</p> <p>ハ) 工事現場と営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。</p> <p>二) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日を含めて連続して3ヶ月以上）による「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制」に関する取り扱い及び「下請代金等の未払いを入札参加規制に基づき入札に参加できないものとする。」</p> <p>24 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制」に関する取り扱い及び「下請代金等の未払いを入札参加規制に基づき入札に参加できないものとする。」</p> <p>25 その他入札及び契約等に関する事項については、長崎県建設工事執行規則及設工事電子入札実施要綱の定めるところによる。</p> <p>26 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>27 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象となる。なお、本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。</p> <p>28 特記事項</p> <p>(1) 設計図書等については、入札書投函開始日の前日17時までに（公財）長崎県建設技術研究センター宛て郵送により入手すること。なお、設計図書等を入札書投函開始日のダウンロード又はCDの郵送により入手すること。なお、設計図書等を入手した者は、（公財）長崎県建設技術研究センターから入手していない者及び入手した設計図書等工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供した者の行った入札には無効となる。</p> <p>29 落札者が、契約締結日の前日までの間に、指名基準のいずれかにて抵触した場合、契約を締結し※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別の金額を明示願います。</p> <p>(注意事項) 本様式は、建設工事で最低制限価格を設定し、技術者の事前届出なし、リサイクル工事費内訳書の合計額は、必ず入札額と同額とします。</p> <p>(1) 技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事に該当しない場合は、26を削り27、28を1ずつ繰上げ26、27とする。</p> <p>(2) 技術者の事前届出ありの場合。</p> <p>21 中「配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は」を「建設業法第26条第3項の規定により配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は」に改め、「さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置予定技術者は、当該入札と入札執行通知日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。」を削る。</p> <p>1) 上記（2）でリサイクル法対象工事</p> <p>28を29とし、22から27を1ずつ繰り下げ、22として次を加える。さらに12中[13, 14, 15, 21, 22及び23]とあるのは[13, 14, 15, 21, 23及び24]に読み替える。</p> <p>22 入札に参加しようとする者は、前項に規定する配置予定技術者について別紙配置予定技術者の前項に規定する配置予定技術者について別紙配置予定技術者の</p>	<p>おかなければならぬ。</p> <p>二) 経営業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それそれに期待され十分に果たせること。</p> <p>ボ) 当該営業所において請負契約を締結すること。</p> <p>二) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日を含めて連続して3ヶ月以上）による「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制」に関する取り扱い及び「下請代金等の未払いを入札参加規制に基づき入札に参加できないものとする。」</p> <p>24 「工事成績65点未満を受けた者の入札参加規制」に関する取り扱い及び「下請代金等の未払いを入札参加規制に基づき入札に参加できないものとする。」</p> <p>25 その他入札及び契約等に関する事項については、長崎県建設工事執行規則、長崎県財務規則、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則及び契約等に関する事項についてでは、長崎県財務規則、長崎県建設工事執行規則及び契約等に関する事項について電子入札実施要綱の定めるところによる。</p> <p>26 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく体等及び特定建設資材廃棄物の実施が義務付けられた工事である。</p> <p>27 本工事は、提出資料及び入札書等の提出等について、電子入札システムを使用して行う対象となる。なお、本通知を受けた者は、当該入札案件について電子入札への移行は認めないものとする。</p> <p>28 特記事項</p> <p>(1) 設計図書等については、入札書投函開始日の前日17時までに（公財）長崎県建設技術研究センター宛て郵送により入手すること。なお、設計図書等を入手した者は、（公財）長崎県建設技術研究センターから入手していない者及び入手した設計図書等工事の他の入札参加者に提供、貸借又は閲覧に供した者の行った入札には無効となる。</p> <p>29 落札者が、契約締結日の前日までの間に、指名基準のいずれかにて抵触した場合、契約を締結し※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別の金額を明示願います。</p> <p>(注意事項) 本様式は、建設工事で最低制限価格を設定し、技術者の事前届出なし、リサイクル工事の例となつているため、次の場合は以下のように読み替える。</p> <p>(1) 技術者の事前届出なし、リサイクル法対象工事に該当しない場合は、26を削り27、28を1ずつ繰上げ26、27とする。</p> <p>(2) 技術者の事前届出ありの場合。</p> <p>21 中「配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は」を「建設業法第26条第3項の規定により配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は」に改め、「さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置予定技術者は、当該入札と入札執行通知日以前に連続して3ヶ月以上の雇用関係になければならない。」を削る。</p> <p>1) 上記（2）でリサイクル法対象工事</p> <p>28を29とし、22から27を1ずつ繰り下げ、22として次を加える。さらに12中[13, 14, 15, 21, 22及び23]とあるのは[13, 14, 15, 21, 23及び24]に読み替える。</p> <p>22 入札に参加しようとする者は、前項に規定する配置予定技術者について別紙配置予定技術者の前項に規定する配置予定技術者について別紙配置予定技術者の</p>

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>配置技術者と3ヶ月以上の雇用関係を証する書面を、郵送にて入札の3日前まで（長崎県の休日例第1条第1項に規定する休日を除く）に届けること。</p> <p>2) 上記（2）でリサイクル法対象工事に該当しない場合。 26を削り22から25を1ずつ繰り下げ、上記の22を加える。さらに12中[13, 14, 15, 21, 22 及び23]とあるのは[13, 14, 15, 21, 23 及び24]に読み替える。</p> <p>様式第9号（その1） 第28条第3項第4号及び第28条の2第2項関係） 入札書（電子入札における紙入札用） 年 月 日 契約担任者 様 住 所 商号又は名称 代表者名 印</p> <p>下記工事を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。 記</p> <p style="text-align: right;">辛</p>	<p>配置技術者と3ヶ月以上の雇用関係を証する書面を、郵送にて入札の3日前まで（長崎県の休日例第1条第1項に規定する休日を除く）に届けること。</p> <p>2) 上記（2）でリサイクル法対象工事に該当しない場合。 26を削り22から25を1ずつ繰り下げ、上記の22を加える。さらに12中[13, 14, 15, 21, 22 及び23]とあるのは[13, 14, 15, 21, 23 及び24]に読み替える。</p> <p>様式第9号（その1） 第28条第3項第4号及び第28条の2第2項関係） 入札書（電子入札における紙入札用） 年 月 日 契約担任者 様 住 所 商号又は名称 代表者名 印</p> <p>下記工事を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。 記</p> <p style="text-align: right;">辛</p>

長崎県建設工事電子入札実施要綱 新旧対照表

改 正 後		改 正 前	
様式第9号 (その2) (第28条第3項第4号関係) 入札書(電子入札における紙入札用)		様式第9号 (その2) (第28条第3項第4号関係) 入札書(電子入札における紙入札用)	
契約担任者 様	共同企業体の名称 代表構成員の住所、 商号・名称及び 代表者者名 その他の構成員の 住所、商号・名称 及び代表者名	共同企業体の名称 代表構成員の住所、 商号・名称及び 代表者者名 その他の構成員の 住所、商号・名称 及び代表者名	年 月 日 契約担任者 様 印
<p>下記工事を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。</p> <p>記</p> <p>手</p>			
<p>下記工事を請け負いたいので、下記金額をもって入札します。</p> <p>記</p> <p>手</p>		<p>1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等</p> <p>備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わづ、 見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を記載すること。 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまつ消することはできない。 3 附札に代理人が立ち会う場合にかかるわらば、電子入札実施要綱第3条第2項第3号 における代表者等の記名押印とする。</p> <p>1 工事番号 2 工事名 3 工事場所 4 工事日数等</p> <p>備考 1 入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わづ、 見積もった契約希望金額の100/105に相当する金額を記載すること。 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又はまつ消することはできない。 3 附札に代理人が立ち会う場合にかかるわらば、電子入札実施要綱第3条第2項第3号 における代表者等の記名押印とする。</p>	